

厚生労働大臣登録検査機関 第201号
株式会社 新潟県分析センター
新潟県分析センター
〒950-1144 新潟県上越市東野53番地1
TEL. (025) 284-6506 FAX. (025) 284-4455
福島県分析センター
〒963-0547 郡山市喜久田町御一丁目104番地1
TEL. (024) 959-1771 FAX. (024) 959-1773

水質検査成績書

平成 19年 2月 19日付けご依頼の水質検査成績は
以下のとおりです。

検査 責任者	検査担当者	
	細菌	理化学
(加勢)	(加勢)	(平柳)

検 査 種 別	検査種別	基準項目40項目					
	採水種別	(仮称)猪苗代町長坂地内(湧水源)水質検査					
	採水場所						
	採水者	検査機関		検査期日		平成 19年 2月 19日 ~ 平成 19年 3月 1日	
	採水日時	平成 19年 2月 19日 14時 45分		気温 1.0℃		水温 9.0℃	
天 候 等	天候等	当日天候 晴れ		前日天候 雨		採水時残留塩素 - mg/ℓ	
	検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準	
一般細菌	0	100個/㎖以下	四塩化炭素	0.0002未満	0.002mg/ℓ以下		
大腸菌	検出しない	検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.02mg/ℓ以下		
塩化物イオン	2.4	200mg/ℓ以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.04mg/ℓ以下		
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5未満	5mg/ℓ以下	ジクロロメタン	0.002未満	0.02mg/ℓ以下		
pH値	7.3	5.8以上8.6以下	テトラクロロエチレン	0.001未満	0.01mg/ℓ以下		
味	異常なし	異常でないこと	トリクロロエチレン	0.001未満	0.03mg/ℓ以下		
臭気	異常なし	異常でないこと	ベンゼン	0.001未満	0.01mg/ℓ以下		
色度	1未満	5度以下	カドミウム及びその化合物	0.001未満	0.01mg/ℓ以下		
濁度	0.1未満	2度以下	水銀及びその化合物	0.00005未満	0.0005mg/ℓ以下		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.12	10mg/ℓ以下	セレン及びその化合物	0.001未満	0.01mg/ℓ以下		
鉄及びその化合物	0.03未満	0.3mg/ℓ以下	鉛及びその化合物	0.001未満	0.01mg/ℓ以下		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	14	300mg/ℓ以下	ヒ素及びその化合物	0.001未満	0.01mg/ℓ以下		
蒸発残留物	58	500mg/ℓ以下	六価クロム化合物	0.005未満	0.05mg/ℓ以下		
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.01mg/ℓ以下	フッ素及びその化合物	0.08未満	0.8mg/ℓ以下		
クロロホルム	--	0.06mg/ℓ以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満	1.0mg/ℓ以下		
ジブromクロロメタン	--	0.1mg/ℓ以下	銅及びその化合物	0.01未満	1.0mg/ℓ以下		
ブromジクロロメタン	--	0.03mg/ℓ以下	ナトリウム及びその化合物	3.6	200mg/ℓ以下		
ブromホルム	--	0.09mg/ℓ以下	マンガン及びその化合物	0.005未満	0.05mg/ℓ以下		
総トリハロメタン	--	0.1mg/ℓ以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満	0.2mg/ℓ以下		
ホルムアルデヒド	--	0.08mg/ℓ以下	フェノール類	0.0005未満	0.005mg/ℓ以下		
クロロ酢酸	--	0.02mg/ℓ以下	ホウ素及びその化合物	0.1未満	1.0mg/ℓ以下		
ジクロロ酢酸	--	0.04mg/ℓ以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満	0.2mg/ℓ以下		
トリクロロ酢酸	--	0.2mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.005未満	0.05mg/ℓ以下		
臭素酸	--	0.01mg/ℓ以下	非イオン界面活性剤	0.005未満	0.02mg/ℓ以下		
ジェオスミン	0.000001未満	0.00001mg/ℓ以下	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	--	10mg/ℓ以下		
2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	0.00001mg/ℓ以下	アンモニア態窒素	--	-----		

判定

水道法の水質基準に適合します。

備考

*印の検査成績は不適合です。
基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。(但し、アンモニア態窒素はmg/ℓ)
ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールの基準値経過措置について
平成16年4月1日現在に布設されている水道により供給される水については、平成19年3月31日までの間は、0.00002mg/ℓとなります。